

令和3年度

第8回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年11月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第8回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	7件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	18件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	52件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	15件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	8件
報告第7号	荒廃農地の非農地化について	135件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	梶本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	圓城寺英樹
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和3年度第8回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 2番 浅川 正明 委員

議席番号 3番 深谷 耕司 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区浜野町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区大金沢町に在住の方が所有する緑区大膳野町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、今年の7月頃からイチゴ栽培の研修を受けております。

また、経験の足りない部分については、当該法人のコンサルティング契約先の農業経験者から、随時営農指導を受けていくとのこととです。

事業の運用資金は、銀行からの融資等により賄っていくとのこととです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのこととです。

申請地の取得後の作目は、イチゴ、さつまいも、落花生、ブルーベリーを予定しております。

議案書 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。

つぎに第 2 項です。

本案件は、第 3 項と関連案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料 8 ページから 10 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区谷当町に在住の方が、義務者であります若葉区御成台 2 丁目に在住の方ほか 1 名の方が所有する若葉区谷当町及び下田町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農園等で 4 年間栽培技術や出荷方法等を学んできております。

また、生活費用は、貯金や配偶者の収入等により賄う予定とのこととです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのこととです。

申請地の取得後の作目は、小松菜、人参、ナス、枝豆を予定し

ております。

つぎに第4項です。

お手元の資料11ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区高根町に在住の方が、義務者であります若葉区高根町に在住の方が所有する若葉区高根町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

議案書3ページをご覧ください。

つぎに第5項です。

本案件は、第6項と関連案件になりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料12ページ及び13ページをご参照ください。

本案件は、第5項の権利者であります若葉区古泉町に在住の方と、第6項の権利者であります若葉区古泉町に在住の方が、第5項の権利者の方が所有する若葉区古泉町の農地と、第6項の権利者の方が所有する若葉区古泉町の農地を、農作業の効率化のため、所有権を交換するものです。

申請地の取得後の作目は、第5項は栗、第6項は菜の花、コスモスを予定しております。

議案書4ページをご覧ください。

つぎに第7項です。

お手元の資料14ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県佐倉市に在住の方が、義務者であります若葉区富田町に在住の方が所有する若葉区富田

町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

つぎに第8項です。

お手元の資料15ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区小山町に在住の方が、義務者であります緑区板倉町に在住の方が所有する緑区板倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (長谷川班長)	<p>議案第2号第1項及び第2項ですが、本案件は議案第3号第5項と関連案件ですので、後ほど一括してご説明いたします。</p>
	<p>議案第2号の説明は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは、議案第2号第1項及び第2項については、議案第3号第5項と合わせて質問・採決等を行います。</p>
	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (長谷川班長)	<p>ご説明いたします。</p>
	<p>議案第3号ですが、第1項から第7項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p>

本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料19ページから22ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、ゴルフ練習場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、許可済みです。

議案書7ページをご覧ください。

つぎに第3項です。

本案件は、第4項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料23ページから26ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR幕張駅から北東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、申請地のうち、500メートル以内に税務署と区役所があり、水道管・ガス管が埋設された道路に接道する農地は第3種農地と判断し、その他の農地については、駅から1キロ以内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透柵にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書5ページ及び8ページをご覧ください。

つぎに第5項です。

本案件は、議案第2号第1項及び第2項と関連案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料16ページから18ページと27ページから30ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、議案第2号第1項は共同住宅用地、議案第2号第2項は通路用地、議案第3号第5項は建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成実籾駅から東に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

つぎに第6項です。

お手元の資料 3 1 ページから 3 4 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約 3 キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から 5 0 0 メートル以内の農地で、1 0 ヘクタール未満の広がりであることから、第 2 種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

被害防除については、既存擁壁により、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書の 9 ページをご覧ください。

つぎに第 7 項です。

お手元の資料 3 5 ページから 3 9 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。

本案件は、資材置場・駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約 3 キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から 5 0 0 メートル以内の農地で、1 0 ヘクタール未満の広がりであることから、第 2 種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、ブロック及び土嚢を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を雨水浸透柵で処理します。

	<p>つぎに第8項です。</p> <p>お手元の資料40ページから43ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉市農政センターから南東に約700メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンス及び土留板を設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>第8項について、現況はどのような状態なのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現況は休耕地で、雑草が生えている状況です。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>義務者は株式会社ですが、この農地を取得した経緯が分かれ</p>

	<p>ば、教えてください。</p> <p>また、耕作していなかったのであれば、江戸川区に所在する会社が、なぜ千葉市の農地を取得したのか、確認しておいた方が良いでしょう。農業を行うために取得したのか、それ以外の目的に使用するために取得して、そのまま地目変更を行わないで現在に至ったのか、そのあたりを明確にしないで判断するのは難しいと思います。</p>
事務局	<p>昭和43年8月26日に売買されて、義務者に所有権が移転しています。</p>
清宮委員	<p>耕作されていなかったのは、どの程度の期間なのでしょう。長い間耕作されていなかったとすると、指導も入っていたと思いますが。</p>
事務局	<p>定期的に草刈りを行って保全管理はされていますが、作付けは、近年行われていないようです。</p>
橋本委員	<p>通常であれば、取得後、地目変更して雑種地等にしてしまうところ、本件は、それをせず畑のまま残ったので、こういった経緯になったものと思われませんが、所有していた間、きちんと保全管理していたという点については、一定の評価はできると思います。</p>
事務局	<p>確認したところ、昭和43年の11月に、倉庫を建築するというので、農地法第5条の許可を出しています。その後、地目変</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>更をしていなかったため、今回の申請に至ったという経緯です。</p> <p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号各項及び議案第3号各項について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号及び議案第3号については許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。 第1項です。 併せて、資料の44ページから46ページをご覧ください。</p> <p>本件は、権利者である花見川区大日町に所在を置く法人が、「賃借権」を設定し、申請地の南西側にある山林伐採に伴い、発生した樹木を搬出するための、通路として使用したいというものです。 事業面積は552平方メートルです。 申請地は鉄板敷きとします。 被害防除については、雨水排水は自然浸透とします。 一時転用期間は、令和3年11月22日より令和4年11月21日までの1年間です。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>説明いたします。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>10月総会におきまして、稲毛区作草部町に在住の方が所有している、同町の畑7筆、合計面積2,043平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことについて、ご承認いただいたところですが、対象農地の一部について、分筆による申し出漏れがあったことから、追加訂正し、再度、お諮りするものです。</p> <p>追加するのは、同町の畑1筆、面積1,94平方メートルで、これにより合計面積は、2,044,94平方メートルとなります。</p> <p>第2項です。</p> <p>緑区おゆみ野に在住の方が所有している、同区誉田町の畑3筆、合計面積1,493平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和3年10月19日の現地調査により、山下推進委員に確認していただきました。</p>

	<p>買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。 事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。 次に、議案第6号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の12ページをご覧ください。 第1項は、中央区生実町在住の農家の方が、稲毛区天台在住の方が所有する中央区生実町の田2筆、合計面積2,473平方メ</p>

一トルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻」です。

権利者は高齢ですが、後継となる子が従事しています。

第2項は、若葉区若松町所在の農地所有適格法人が、稲毛区小仲台在住の方が所有する若葉区若松町の畑3筆、合計面積6,226平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「花き」です。

議案書の13ページをご覧ください。

第3項から第7項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、一括方式です。

第3項から第4項は、権利者が同一のため一括して説明します。

茨城県行方市小高所在の農地所有適格法人が、緑区平川町在住の方、他3名が所有する若葉区野呂町の畑4筆、合計面積3,539平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「さつまいも、落花生」です。

議案書の14ページをご覧ください。

第5項から15ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。

資料の47ページから57ページをあわせてご覧ください。権利者は新規就農希望者のため、農業経営実施計画書を添付しております。

四街道市吉岡在住の新規就農希望者が、若葉区上泉町在住の方、他2名が所有する同町の畑8筆、合計面積9,459平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、

権利者の作付品目は「葉ネギ」です。

権利者は、埼玉県農業大学校を卒業後、平成30年4月から令和3年2月まで、農業法人で露地栽培等の実務を担当していました。

就農にあたり、本年9月には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところです。

販路としては、カット野菜の加工・販売事業者へ販売する計画となっております。

第1項から第7項までの合計面積は、21,697平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1項から第7項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。

議案第6号についての説明は以上でございます。

ありがとうございました。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本委員

第5項から第7項について、事前審査第2班長からの説明にもありましたとおり、権利者は新規就農者で、農地中間管理事業により貸借することから、農政センターにおいて開催する就農準備会で審査が行われています。一方で、新規就農者は農地法により

<p>事務局</p>	<p>貸借することも可能であり、この場合は、農業委員会の事前審査会で面接審査することとなります。これらの方法のいずれで貸借するかについて、新規就農者本人が選択できるのでしょうか。</p> <p>貸借の方法としましては、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業法によるものがあります。</p> <p>新規就農者が農地を貸借する場合、第5項から第7項の権利者のように、農政センターで開催する就農準備会において、営農計画に係る審査を受け、認定新規就農者と認定された方については、いずれの方法によっても貸借が可能です。ただ、実態としては、農業次世代人材投資資金を活用する場合には、農地中間管理事業法による貸借が要件となりますし、それ以外の場合でも、貸借が期間満了後も自動更新される農地法に比べて、期間満了により一旦終了する農業経営基盤強化促進法による貸借の方が、農地所有者の貸し渋りが緩和され、営農地を確保しやすいことから、殆どがこのいずれかの方法により貸借を行っています。</p> <p>一方で、就農準備会における審査を受けていない新規就農者については、農地法によってのみ貸借が可能です。これは、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法が、実績のある農業者に農地を集積していくことを目的とした制度であるため、新規就農者については、就農準備会における審査を受け、認定新規就農者というお墨付きを得た方のみ、この2つの方法により貸借することが可能となります。</p> <p>農業次世代人材投資資金等の資金面での支援制度を活用する方は、必ず就農準備会において審査を受け、認定新規就農者となる必要がありますが、活用しない方は、必ずしも認定新規就農者となる必要はありませんので、農地法による貸借で営農地を確保できるのであれば、貸借期間が自動更新されるという利点もあり、農地法による貸借として問題はないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足ですが、農地法による貸借と農業経営基盤強化促進法による貸借との大きな相違点は、制度の根本として、農地法は、当然、農地の保全を目的とした農地に立脚した法律ですが、一方で、農業経営基盤強化促進法は、担い手は誰なのかといったとこ</p>

	<p>ろに立脚した法律になっている点にあります。</p> <p>農業次世代人材投資資金等を活用するのであれば、税金をその担い手に投入することになりますので、当該新規就農者が担い手として足り得るか、就農準備会で審査することになります。担い手として、その地域で営農していこうとするのであれば、行政、地域の農業者、農業委員の皆さんと密にコミュニケーションを図っていく必要があることから、就農準備会という機会を通じて、地域への溶け込みを図っていくという観点もあろうかと思えます。一方で、農地法は、貸借した農地が適正に保全されるのか、といったところに立脚しているので、いわゆる農地の番人である農業委員会で審査すべきものという観点で整理していただくと、両者の違いがご理解いただけると思います。</p>
深谷委員	<p>千葉県農地中間管理機構の場合、所有権移転は仲介していないということなので、新規就農者が農地を買い受ける場合には、農業次世代人材投資資金は活用することができないということでしょうか。</p>
事務局	<p>農地法により売買することとなりますので、基本的には農業次世代人材投資資金は活用できません。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。</p>
	<p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件についてご説明いたします。</p>

議案書の16ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の18ページまでに6件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の21ページまでに18件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の22ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、土地所有者以外の者が、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の28ページまでに52件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の29ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、議案書の31ページまでに15件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答については、議案書の33ページまでに17件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか、法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容については記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第6号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)は、8件ございました。内容につきましては、10月の総会で審議されたもので、10月15日に千葉県農業会議より許可相当と

	<p>の回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の35ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号 荒廃農地の非農地化については、議案書の41ページまで、135件ございました。これらの案件は、すでに森林の様相を呈しているなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。なお、非農地判定したものについては、土地所有者に対し、非農地決定通知書を送付し、また、法務局に対しても、非農地判断した旨の通知をしております。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
橋本委員	<p>報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答についての中で、農用地区域内の7筆の農地が、非農地と判定されています。農用地区域については、今後10年以上にわたって農業上の利用を確保するため、農業以外の利用が厳しく制限されています。今回、地目変更が承認されると、農用地区域から自動的に除外されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>農用地区域を定める農業振興地域整備計画については、農業振興地域整備法により、おおむね5年ごとに全体見直しを行うこととされており、その際に、非農地判定を行った農地については、農用地区域から除外することとなります。非農地判定を受けて、随時に除外するという手続きはとっておりません。</p>
橋本委員	<p>地目を雑種地や原野に変えたとしても、あくまで次の全体見直しを実施するまでは、農用地区域のまま残るという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>随時に除外する場合は、農地転用と同様に、個別に事業計画を示していただいて、その内容を審査し、最終的には県の同意を得た上で、除外する手続きとなっております。年2回、係る申出を受け付けております。</p>
橋本委員	<p>農用地が山林や雑種地といった地目になっているということは、</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>農地法違反があったのではないかと懸念されるので、農地パトロール等を行って指導していくべきだと思います。</p> <p>他に質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第8回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉 会 (午前11時10分)</p>
-----------------------	---